|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　第　　　　　号　　年　　月　　日保有特定個人情報非訂正決定通知書　　　　　　　　　　　　様東京都公立大学法人理事長　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第１項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　請求に係る保有特定個人情報の内容 |  |
| ２　訂正をしない理由 |  |
| ３　担当課 | 電話番号 |
| ４　備考 |  |

注１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都公立大学法人理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都公立大学法人を被告として（訴訟において東京都公立大学法人を代表する者は東京都公立大学法人理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |

（日本産業規格A列4番）